

青森大学における内部質保証の方針

内部質保証の方針

青森大学（以下「本学」という。）は、本学の目的及びディプロマ・ポリシー等に掲げた育成する人材を、理念に示された教育概念に基づいて誠実かつ確実に育成するために必要なプロセスを明示し実践していきます。また、自律的かつ継続的に点検・評価・改善し、学内外にその成果や評価等の情報を公表することにより内部質保証を推進していきます。本学では、内部質保証を教育・研究・社会貢献等の活動を継続的に点検・評価・改善し、自主的に本学が展開する教育・研究・社会貢献等が適切な水準にあることを示し、社会に公表する恒常的プロセスと位置付けます。

本学の内部質保証は、学長が主導する質保証委員会が中心となって展開しますが、学長のリーダーシップの下各年度の自己点検・評価報告書の策定を担当する自己点検評価・認証評価審査対策委員会の業務との重複が多くあることから、この2つの部署の協働に基づいて内部質保証を推進していきます。

大学の教育目的やディプロマ・ポリシー等に掲げられた人材像を育成するため、本学の学修環境や学修状況の継続的な点検・評価を行い学修成果及び教育成果に関するPDCAサイクルを展開していきます。また、社会的責任を果たすため、内部質保証の成果や自己点検・評価の結果を本学のホームページにおいて公表します。

全学の内部質保証（規程・組織・業務）

本学の内部質保証に責任を負う組織は、質保証委員会とします。自己点検評価・認証評価対策委員会は、質保証委員会と協働して本学の内部質保証を推進することとします。質保証委員会又は自己点検評価・認証評価審査対策委員会等において担当が確認された部署は、当該部署が担当することとなった基準及び基準項目等を充足する水準の業務を実行し、そのエビデンス等を自己点検評価・認証評価対策委員会及び質保証委員会に提出すると共に必要とされる報告等を行うこととします。

各担当部署は、当該部署が担当する業務に係る年次計画を策定すると共に各業務に関するPDCAサイクルを展開し質保証委員会等に報告することとします。質保証委員会は、本学の内部質保証の方針及び青森大学質保証委員会規程或いは自己点検評価・認証評価審査対策委員会の要請に基づき、全学の担当部署から集約したPDCAサイクル展開等のエビデンスを用いて本学の内部質保証が適切に行われていることを確認し、学長は大学運営会議における内部質保証に係る案件の審議を主導することとします。

これらのプロセスにおいて抽出された課題に関しては、青森大学FD・SD委員会が主導して組織的なFD・SD活動や教職員研修会等を開催し、本学の全教職員自らが内部質保証を推進する担い手となり、教育研究活動等の質の向上に努めます。更に、本学のFD・SDに関しては、全学的案件を審議する大学運営会議において報告・説明することとします。必要に応じて内部質保証活動の成果等を本学のホームページに掲載し、学外からのフィードバック等を求め、対処します。

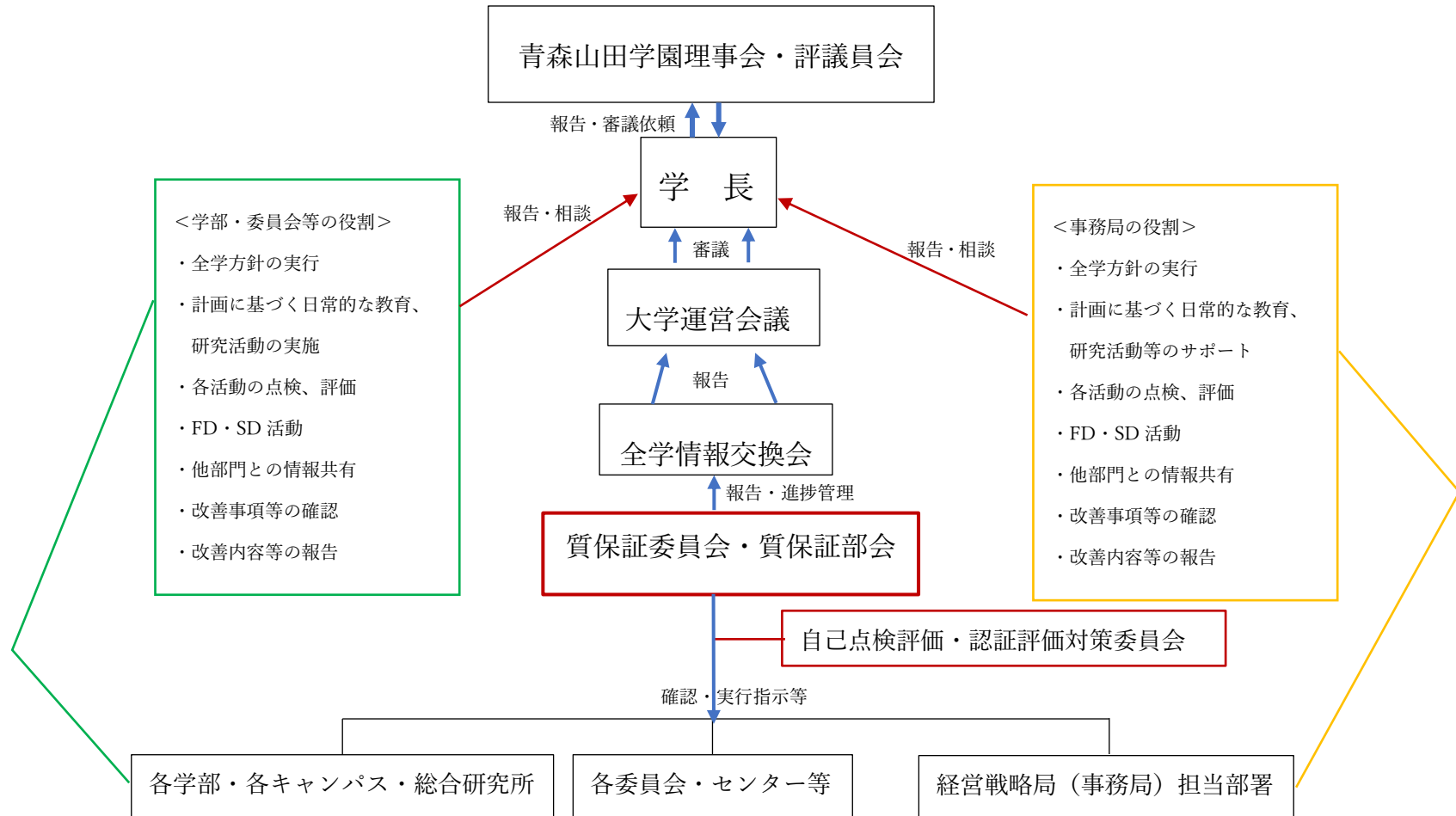
学部等の部局及び教職員に係る内部質保証

学部・委員会・事務局等の部局は、当該部局の担当業務に関して部局の長の責任の下、大学機関別認証評価基準に基づく質保証取り組み状況の確認表に示された業務に関して必要なエビデンスを提供するための業務を行います。当該部局内では、その結果を踏まえて改善・向上に取り組むことで内部質保証の向上を目指すこととします。

これらのプロセスにおいて抽出された課題は、全学情報交換会及び大学運営会議で報告・審議し、適切な担当部局が対処にあたります。また、FD・SD委員会は全学会議の報告や審議を受けて、体系的にFD・SD活動や研修会等を開催し、教職員自らが内部質保証を推進する担い手となり、教育研究活動等の質の向上が達成できるように努めることが求められます。教員は自らの教育研究及び社会貢献活動をシラバスの記載事項や青森大学における研究活動に関する行動規範等に基づいて点検・評価し、活動の改善及び向上に努めます。また、これらの活動に関する情報収集を進め、自己点検の結果を、諸活動の活性化や改善につなげるための資料として整備できるように改善支援を充実していきます。

令和6年3月19日
青森大学学長 澁谷泰秀

青森大学内部質保証に関する概念組織図



青森大学内部質保証のプロセス図

